

○ 警戒区域等医療施設再開支援事業実施要領（Ⅰ～Ⅲ） 新旧対照表

新	旧
警戒区域等医療施設再開支援事業実施要領 制定 平成24年 7月27日 一部改正 平成25年 7月17日 一部改正 平成26年12月10日 一部改正 平成27年 9月14日 一部改正 平成28年 7月 6日 一部改正 平成29年 9月28日 一部改正 平成29年10月26日 一部改正 平成30年 4月 1日 一部改正 平成30年 8月21日 一部改正 令和 元年 6月 6日 一部改正 令和 2年 6月19日 一部改正 令和 3年 9月14日 一部改正 令和 4年10月18日 一部改正 令和 5年 8月23日 一部改正 令和 6年 9月27日 一部改正 令和 7年 9月18日 <u>一部改正 令和 8年10月22日</u>	警戒区域等医療施設再開支援事業実施要領 制定 平成24年 7月27日 一部改正 平成25年 7月17日 一部改正 平成26年12月10日 一部改正 平成27年 9月14日 一部改正 平成28年 7月 6日 一部改正 平成29年 9月28日 一部改正 平成29年10月26日 一部改正 平成30年 4月 1日 一部改正 平成30年 8月21日 一部改正 令和 元年 6月 6日 一部改正 令和 2年 6月19日 一部改正 令和 3年 9月14日 一部改正 令和 4年10月18日 一部改正 令和 5年 8月23日 一部改正 令和 6年 9月27日 一部改正 令和 7年 9月18日
第1 趣旨 この要領は、福島県地域医療復興事業補助金交付要綱（以下、「要綱」という。）に基づき実施する警戒区域等医療施設再開支援事業のうちⅠ～Ⅲについて、補助の要件等を定めるものである。 なお、当該事業は、東日本大震災及び原子力災害に伴い休止等した警戒区域等の<u>保険診療を行う</u>病院、診療所、薬局又は訪問看護ステーション等（以下、「医療機関」という。）の診療再開等に必要とされる経費のうち、医療行為のために直接必要となるものを補助し、当該医療機関の再開及び運営を支援すること、避難住民等が安心して帰還できる医療提供体制を	第1 趣旨 この要領は、福島県地域医療復興事業補助金交付要綱（以下、「要綱」という。）に基づき実施する警戒区域等医療施設再開支援事業のうちⅠ～Ⅲについて、補助の要件等を定めるものである。 なお、当該事業は、東日本大震災及び原子力災害に伴い休止等した警戒区域等の病院、診療所、薬局又は訪問看護ステーション等（以下、「医療機関」という。）の診療再開等に必要とされる経費のうち、医療行為のために直接必要となるものを補助し、当該医療機関の再開及び運営を支援すること、避難住民等が安心して帰還できる医療提供体制を

新	旧																								
確保することを目的とする。 第2 (略) 第3 補助金の算定 (1) 補助対象経費 (略) (2) 補助金額の算定方法 (略) (3) 補助基準額 要綱別表2の補助基準額については、人件費は次のとおりとする。 ア 常勤雇用の場合 以下の職種ごとの①から⑥までの月額給与に勤務月数を乗じた額を基準額とする。 なお、常勤雇用の場合であっても、月の診療日が12日を満たない場合は、以下の職種ごとの月額給与の1/21(千円未満切捨て)を日額単価とし、それに勤務日数を乗じて得た額を基準額とする。また、勤務時間又は診療時間のいずれかが4時間以下の勤務日(以下、「半日以下の勤務日」という。)の単価は、日額単価に1/2を乗じた額として当該従事者の年間基準額(千円未満切捨て)を算出する。 <table border="0"> <tr> <td>① 医師</td><td>月額給与 <u>1,698</u> 千円</td></tr> <tr> <td>② 歯科医師</td><td>月額給与 <u>838</u> 千円</td></tr> <tr> <td>③ 看護師及び准看護師</td><td>月額給与 <u>520</u> 千円</td></tr> <tr> <td>④ 医療技術員(※1)</td><td>月額給与 <u>505</u> 千円</td></tr> <tr> <td>⑤ 事務</td><td>月額給与 <u>534</u> 千円</td></tr> <tr> <td>⑥ 上記以外(※2)</td><td>月額給与 <u>443</u> 千円</td></tr> </table>	① 医師	月額給与 <u>1,698</u> 千円	② 歯科医師	月額給与 <u>838</u> 千円	③ 看護師及び准看護師	月額給与 <u>520</u> 千円	④ 医療技術員(※1)	月額給与 <u>505</u> 千円	⑤ 事務	月額給与 <u>534</u> 千円	⑥ 上記以外(※2)	月額給与 <u>443</u> 千円	確保することを目的とする。 第2 (略) 第3 補助金の算定 (1) 補助対象経費 (略) (2) 補助金額の算定方法 (略) (3) 補助基準額 要綱別表2の補助基準額については、人件費は次のとおりとする。 ア 常勤雇用の場合 以下の職種ごとの①から⑥までの月額給与に勤務月数を乗じた額を基準額(※1)とする。 なお、常勤雇用の場合であっても、月の診療日が12日を満たない場合は、以下の職種ごとの月額給与の1/21(千円未満切捨て)を日額単価とし、それに勤務日数を乗じて得た額を基準額とする。また、勤務時間又は診療時間のいずれかが4時間以下の勤務日(以下、「半日以下の勤務日」という。)の単価は、日額単価に1/2を乗じた額として当該従事者の年間基準額(千円未満切捨て)を算出する。 <table border="0"> <tr> <td>① 医師</td><td>月額給与 <u>1,665</u> 千円</td></tr> <tr> <td>② 歯科医師</td><td>月額給与 <u>815</u> 千円</td></tr> <tr> <td>③ 看護師及び准看護師</td><td>月額給与 <u>502</u> 千円</td></tr> <tr> <td>④ 医療技術員(※2)</td><td>月額給与 <u>487</u> 千円</td></tr> <tr> <td>⑤ 事務</td><td>月額給与 <u>515</u> 千円</td></tr> <tr> <td>⑥ 上記以外(※3)</td><td>月額給与 <u>421</u> 千円</td></tr> </table> ※1 再開等した医療機関のうち、個人事業主又は法人理事の基準額については、原則として、上記の基準額に勤務月数を乗じた額と、平成22年の事業所得(個人事業主の場合)又は平成年度の報酬額(法人理事の場合)を比較して低い方の額とする。	① 医師	月額給与 <u>1,665</u> 千円	② 歯科医師	月額給与 <u>815</u> 千円	③ 看護師及び准看護師	月額給与 <u>502</u> 千円	④ 医療技術員(※2)	月額給与 <u>487</u> 千円	⑤ 事務	月額給与 <u>515</u> 千円	⑥ 上記以外(※3)	月額給与 <u>421</u> 千円
① 医師	月額給与 <u>1,698</u> 千円																								
② 歯科医師	月額給与 <u>838</u> 千円																								
③ 看護師及び准看護師	月額給与 <u>520</u> 千円																								
④ 医療技術員(※1)	月額給与 <u>505</u> 千円																								
⑤ 事務	月額給与 <u>534</u> 千円																								
⑥ 上記以外(※2)	月額給与 <u>443</u> 千円																								
① 医師	月額給与 <u>1,665</u> 千円																								
② 歯科医師	月額給与 <u>815</u> 千円																								
③ 看護師及び准看護師	月額給与 <u>502</u> 千円																								
④ 医療技術員(※2)	月額給与 <u>487</u> 千円																								
⑤ 事務	月額給与 <u>515</u> 千円																								
⑥ 上記以外(※3)	月額給与 <u>421</u> 千円																								

新	旧
※<u>1</u> 「医療技術員」には、薬剤師、診療放射線技師（エックス線技師を含む）、臨床工学技士、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、歯科衛生士、言語聴覚士等を含む。 ※<u>2</u> 「上記以外」には、栄養士、社会福祉士等を含む。 (略) ① 医師 月額給与 <u>1,024</u> 千円、年間賞与その他の特別給与額 <u>709</u> 千円 ② 歯科医師 月額給与 <u>803</u> 千円、年間賞与その他の特別給与額 <u>363</u> 千円 ③ 薬剤師 月額給与 <u>376</u> 千円、年間賞与その他の特別給与額 <u>789</u> 千円 ④ 看護師 月額給与 <u>353</u> 千円、年間賞与その他の特別給与額 <u>806</u> 千円 ⑤ 准看護師 月額給与 <u>300</u> 千円、年間賞与その他の特別給与額 <u>626</u> 千円 ⑥ 診療放射線・診療エックス線技師 月額給与 <u>343</u> 千円、年間賞与その他の特別給与額 <u>862</u> 千円 ⑦ 臨床検査技師 月額給与 <u>318</u> 千円、年間賞与その他の特別給与額 <u>809</u> 千円 ⑧ 理学療法士、作業療法士 月額給与 <u>296</u> 千円、年間賞与その他の特別給与額 <u>676</u> 千円 ⑨ 栄養士 月額給与 <u>267</u> 千円、年間賞与その他の特別給与額 <u>666</u> 千円 ⑩ 歯科衛生士 月額給与 <u>290</u> 千円、年間賞与その他の特別給与額 <u>438</u> 千円 ⑪ 歯科技工士 月額給与 <u>320</u> 千円、年間賞与その他の特別給与額 <u>560</u> 千円 ⑫ 介護支援専門員（ケアマネージャ）	※<u>2</u> 「医療技術員」には、薬剤師、診療放射線技師（エックス線技師を含む）、臨床工学技士、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、歯科衛生士、言語聴覚士等を含む。 ※<u>3</u> 「上記以外」には、栄養士、社会福祉士等を含む。 (略) ① 医師 月額給与 <u>854</u> 千円、年間賞与その他の特別給与額 <u>822</u> 千円 ② 歯科医師 月額給与 <u>788</u> 千円、年間賞与その他の特別給与額 <u>308</u> 千円 ③ 薬剤師 月額給与 <u>413</u> 千円、年間賞与その他の特別給与額 <u>718</u> 千円 ④ 看護師 月額給与 <u>350</u> 千円、年間賞与その他の特別給与額 <u>783</u> 千円 ⑤ 准看護師 月額給与 <u>291</u> 千円、年間賞与その他の特別給与額 <u>632</u> 千円 ⑥ 診療放射線・診療エックス線技師 月額給与 <u>356</u> 千円、年間賞与その他の特別給与額 <u>951</u> 千円 ⑦ 臨床検査技師 月額給与 <u>321</u> 千円、年間賞与その他の特別給与額 <u>825</u> 千円 ⑧ 理学療法士、作業療法士 月額給与 <u>300</u> 千円、年間賞与その他の特別給与額 <u>667</u> 千円 ⑨ 栄養士 月額給与 <u>267</u> 千円、年間賞与その他の特別給与額 <u>624</u> 千円 ⑩ 歯科衛生士 月額給与 <u>295</u> 千円、年間賞与その他の特別給与額 <u>484</u> 千円 ⑪ 歯科技工士 月額給与 <u>327</u> 千円、年間賞与その他の特別給与額 <u>571</u> 千円 ⑫ 介護支援専門員（ケアマネージャ）

新	旧
月額給与 <u>294</u> 千円、年間賞与その他の特別給与額 <u>633</u> 千円 ⑬ 上記以外 月額給与 <u>325</u> 千円、年間賞与その他の特別給与額 <u>854</u> 千円 イ (略) (4) ～ (5) (略) 第4 交付申請書の提出 (略) (1) ～ (3) (略) (4) 要綱別表2のⅡのうち「地域に必要な医療等を確保するために開設する医療機関等」として施設又は設備の整備を行う場合又は別表2のⅢの事業により医療機関の診療科目等を拡充する場合 ア (略) (5) ～ (8) (略) 第5 (略) 附 則 (令和7年9月18日施行以前省略) <u>附 則</u> <u>この要領は、令和8年10月22日から施行し、改正後の要領の規定は、令和8年度分の補助金から適用する。</u>	月額給与 <u>289</u> 千円、年間賞与その他の特別給与額 <u>655</u> 千円 ⑬ 上記以外 月額給与 <u>300</u> 千円、年間賞与その他の特別給与額 <u>690</u> 千円 イ (略) (4) ～ (5) (略) 第4 交付申請書の提出 (略) (1) ～ (3) (略) (4) 要綱別表2のⅡのうち「地域に必要な医療等を確保するために開設する医療機関等」として施設又は設備の整備を行う場合又は別表2のⅢの事業 <u>を行う場合</u> ア (略) (5) ～ (8) (略) 第5 (略) 附 則 (令和7年9月18日施行以前省略)

